

日本前装銃射撃連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、名称を「日本前装銃射撃連盟」と云う。

2 英文名を「Muzzle Loader's Shooting Association of Japan」とする。

(所属)

第2条 この会は、前装銃射撃界を代表して日本ライフル射撃協会に所属し、その名を以て国際前装銃射撃連盟に加盟する。

2 この会は、本部を東京都渋谷区神南一丁目1番1号、社団法人日本ライフル射撃協会(以下、日ラと記す)内に置く。

3 必要に応じて事務局を置くものとする。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この会は、鉄砲伝来の歴史的な重要性と古式銃砲並びに砲術の文化学術的重要性に鑑み、その学術・技能の研修の場を設け、指導講習等を図って古銃射撃の安全性を確保しつつ、競技会等を開催し、もしくは参加を期し、日本武道精神の涵養と体育的見地の両面から射的技術の向上を図り、ひいては有形無形文化財の伝承と保存に資することを目的とする。

(定義)

第4条 ここで云う古式銃砲とは、火縄式、歯輪式、燃石式、管打式、紙薬包式、蟹目式等の前装式銃砲を云う。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)古式銃砲による射撃および演武発砲に関する技術と安全確保の指導に関すること
- (2)古式銃砲に関する講習会、指導者の養成に関すること
- (3)日本選手権大会、その他の古式銃砲による(銃)射撃競技会の開催に関すること
- (4)国際大会等に対する代表参加者の選定
- (5)古式銃砲による射撃固有の競技規則の作成に関すること
- (6)競技審判員の養成およびその資格の認定に関すること
- (7)段級審査に関すること
- (8)競技記録の公認に関すること
- (9)この会の広告宣伝に関すること
- (10)その他、前条の目的を達成するに必要なこと

第3章 会員

(種別)

第6条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1)正会員 この会の主旨に賛同し、その目的達成に協力する者

(2)賛助会員 この会の主旨に賛同し、その事業を援助する者

(3)名誉会員 この会に対し、特に功労のあつた個人または法人で、理事会が決議を経て推薦した者

(入会)

第7条 正会員とは、日ラおよびその関連する加盟団体、またはこの会の会員2名以上の推薦を受け、会長の承認を得た者とする。また、一度退会した者が再度の入会を希望した場合は理事会の承認を得るものとする。

2 賛助会員または名誉会員は、理事会の議決を経て、会長の承認を得た者とする。

第8条 会員は、別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2 賛助会員・名誉会員は、入会金、ならびに会費を納めることを要しない。

(資格の停止及び喪失)

第9条 会員が会費等を入金せず、滞納したときは、その資格を停止する。

2 会員は次の各号の一該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会したとき

(2)本人が死亡したとき

(3)正会員である団体が消滅したとき

(4)会費を当該年度に入り3か月以上滞納されたとき

(5)除名されたとき

(除名)

第10条 会員が、次の事由の一つに該当するときは、理事会の議決を経て会長が除名することができる。この場合、その会員に対し、理事会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、理事会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この会の会員としての義務に違反したとき

(2)この会の名誉を著しく傷つけたとき

(3)この会の目的に違反する行為があつたとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

第4章 役員

(役員)

第11条 この会に、次の役員を置く。

(1)理事 5名以上12名以内

(2)監事 2名

(選任等)

第12条 理事および監事は、総会において選任する

2 理事は、会長、副会長、常任理事を互選する。

(職務)

第13条 会長は、この会を代表してその業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
- 3 常任理事は、会長および副会長を補佐し、理事会および総会の議決に基づき日常の業務に従事し、総会で議決された事項を処理する。

第14条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1)理事の業務執行の状況を監査すること
- (2)この会の財産の状況を監査すること
- (3)監査の結果、業務の執行または財産について不正の事実を発見したときは、これを理事会および総会、または日々に報告すること
- (4)前号の報告をするために必要あるとき、理事会、または総会を招集すること

(任期・定年)

第15条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 理事及び監事は、第11条で定めた定数に満たなくなる場合には任期満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 理事及び監事に就任する者は、就任時に満75歳以下の者とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号に該当するときは、総会の議決を経て会長がこれを解任することができる。

- (1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき
- (2)職務の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があつたとき

(報酬等)

第17条 役員は有給とすることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

(名誉会長、顧問および参与)

第18条 この会は、名誉会長、顧問および参与を若干名おくことができる。

- 2 名誉会長、顧問および参与は理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長はこの会の象徴とする。
- 4 顧問および参与は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第6章 総会

(種別)

第19条 この会の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもつて構成する。

(開催招集)

第21条 通常総会は、毎年1回毎事業年度終了後3か月以内に開催するものとする。理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 臨時総会は、理事の3分の1以上が必要と認めるとき、会長は臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 監事および専門委員会の委員は、総会に出席して意見を述べることができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び総会の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、会長とする。会長が出席できない場合は、会長があらかじめ指名した順序によって理事がこれに当たる。

(議決事項)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画および収支予算について
- (2) 事業報告および収支決算について
- (3) 財産目録について
- (4) 役員を選任または解任について
- (5) その他、この会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認められたもの

(定足数)

第24条 総会は、会員数の3分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

(議決・書面議決等)

第25条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって、又は、電磁的方法により決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数(書面評決者又は評決委任者がある場合にあっては、その数を付記する)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の過程の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもつて構成する。

2 監事および専門委員は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第28条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会において議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第29条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)会長が必要と認めたとき

(2)現理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。

(3)第14条4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(4)理事全員の改選直後に、各理事が招集したとき。

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。会長が招集できない場合は、会長があらかじめ指名した順序によって理事がこれにあたる。理事全員の改選直後の理事会は、各理事が招集することができる。ただし、前条第2号により理事が招集する場合及び前条第3号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第2号又は前条第3号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 前2項の理事会の招集の通知が発せられない場合には前条第2号による場合は、理事が、前条第3号による場合は、監事が理事会を招集する。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。ただし、理事全員の改選直後の理事会を、各理事が招集し、当該開催に理事および監事の全員が同意した場合は、招集の手続きを経ることなく開催する事ができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は会長とする。会長が出席できない場合は、会長があらかじめ指名した順序によってこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、理事全員の改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

(定足数・議決)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもつて決し、可否同数の場合は議長の決するところ

による。

- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて評決することができる。

第33条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)開催の日時および場所

(2)理事総数、出席者数および出席者氏名(書面評決者にあつては、その旨を付記すること

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要および議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第34条 この会は、必要に応じて、理事会の議決を経て各種の専門委員会を設けることができる。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第85条 この会の資産は、次のとおりとする。

(1)入会金および会費

(2)資産から生ずる収入

(3)事業に伴う収入

(4)寄付金

(5)補助金

(6)その他の収入

(資産の管理)

第36条 この会の資産は、会長が管理する。

(会計年度)

第37条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更ならびに解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、理事会および総会において、現在数の3分の2以上議決を経て、かつ、日ラ
の承認を得なければ変更することができない。

(解散)

第39条 この会の解散は、理事会および総会において、各々4分の3以上の議決を経て、かつ日ラ
の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 この会の解散に伴う残余財産は、日ラに寄付するものとする。

第10章 雑 則

(事務局)

第41章 この会の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第42条 事務局は、次の書類および帳簿を備えるものとする。

(1)規約

(2)会員および役員、ならびに職員の名簿

(3)収入および支出に関する帳簿、ならびに証拠書類

(4)その他、必要な書類および帳簿

(職員)

第43条 事務局には職員をおくことができる。

2 職員は、会長が任免し、有給とすることができる。

(細則)

第44条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

(施行)

第45条 この規約は、昭和50年3月29日より施行する。

2 この規約は、平成2年4月1日改正施行する。

3 この規約は、平成22年6月5日改正施行する。

4 この規約は、平成24年7月22日改正施行する。

5 この規約は、令和6年9月8日改正施行する。